

公益社団法人和歌山県看護協会長表彰規程

（目的）

第1条 公益社団法人和歌山県看護協会定款第3条の目的達成にいちじるしい功績があった者の表彰に関し、必要な事項を定める。

（表彰時期）

第2条 表彰は、毎年開催される通常総会において定期的に行うほか、協会の創立記念式典等、表彰するにふさわしい時期において実施する。

（被表彰者）

第3条 表彰は、表彰の時点において、和歌山県看護協会会員又は協会会員外で次の各号に該当する者に対して行う。但し第2項各号に該当する者は除くものとする。

- 1) 協 会 員 和歌山県看護協会歴20年以上で協会活動に貢献した者
- 2) 協会員外 和歌山県看護協会事務職員等業務に特に顕著な功績があったと認められる者
2. 過去において、保健看護の職務に関して、次に掲げる表彰等を受けた者
 - 1) 叙勲又は褒章
 - 2) 大臣の表彰
 - 3) 和歌山県知事の表彰（ナース章）
 - 4) 日本看護協会会長の表彰
3. 被表彰者の数は、第1項第1号及び2号を合せ14名以内とする。

（推薦）

第4条 第3条第1項1号に該当する者があるときは、その者の表彰方について職能理事及び各地区理事から被推薦者の所属地区支部長と協議のうえ、和歌山県看護協会会長に推薦する。

2. 第3条第1項2号に該当する者があるときは、その者の表彰方について本会理事会が和歌山県看護協会会長に推薦する。
3. 推薦は、別記様式の推薦調査による。

（表彰方法）

第5条 表彰に際しては、表彰状の交付及び記念品の贈呈を行うことができる。

（被表彰者の決定）

第6条 被表彰者は、理事会の議決を経て決定する。

（その他）

第7条 その他規程施行に関し必要事項は、理事会の議決を経て定める。

（規程の改正）

第8条 この規程は、理事会によって変更することができる。

（付則）

この規程は平成5年7月27日から施行する。

（付則）

この規程は平成6年3月29日に改正する。

この規程を平成24年4月1日に改正する。

この規程を平成28年12月7日に改正する。

この規程を令和5年12月6日に改正する。